

インターネット消費者取引連絡会（第 45 回）議事要旨

1. 日 時：令和 4 年 6 月 23 日（木） 10 時～12 時

2. 場 所：Web 会議

3. 出席者：別紙参照

4. 議 題：NFT

（1）発表

（2）意見交換

（3）その他

5. 議事概要

（1）上記 4（1）について

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 五味様、谷口様から「NFT の動向整理」（資料 1）について説明。

消費者庁新未来創造戦略本部から「消費生活相談の動向について」（資料 2）について説明。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 長瀬様から「NFT と法的課題」（資料 3）について説明。

一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ 伊藤様から「コンテンツ NFT の構造的な課題とそれに対する取組み、及びコンテンツ産業としてあるべきビジネスモデルの在り方」（資料 4）について説明。

LINE Xenesis 株式会社 米山様から「NFT に関する消費者保護の取組み」（資料 5）について説明。

（2）上記 4（2）について

発表を踏まえ、意見交換。主な発言は以下のとおり。

- ・ コンテンツ価値の永続性について、マーケットが閉じてしまうと無価値になる可能性が非常に高いため、事業の承継や他事業者のマーケットプレイスへの移管等、対策は検討されているか。

また、マーケット間のインターオペラビリティが重要になってくる。一部で既に相乗り等もできるようになっているが、インターオペラビリティの取組や標準化への活動などは進められているのか。

- ・ 例えばパブリックで運営されているブロックチェーンは、別のマーケットでやり取りができるなど、ある種の永続性が保たれている。

- ・ 一方、ブロックチェーンから自社で運営している場合は、「リテラシーが低い方でも操作がしやすい」、「NFT を移転するときに料金が非常に低い」といったメリットがあるため、インターオペラビリティを確保するような機能は持っているが、ビジネス的な判断から提供していないこともある。
- ・ 永続性を前提としないという議論がある。現在は、永続的に所有する NFT が先行しているが、権利あるいはユーティリティについて問われる場合もあるため、永続性を前提としないサービスを目指しているコンテンツ企業もある。
- ・ しっかりと決められたアライアンスの中で NFT が発行され、何が守られるかという契約が顧客との間で維持できれば、ある意味でインターオペラビリティの技術の分野につながる事となる。その結果、どここのブロックチェーンで発行されてもいいという世界になることが望ましい。
- ・ ブロックチェーンや NFT の目的と世間のニーズが根本的に違うと認識した。投資目的で購入する消費者も少なからずおり、特にオンラインゲーム等でよく使われるガチャで入手したようなアイテム等を販売することができるようになると、射幸心をあおってしまう可能性を懸念している。この点についてはどうか。
また、当初から転売目的として購入したが、思ったより値が上がりなかった場合、消費者問題としてどこまで見られるのか。
- ・ フィッシング等の不正アクセスによって、自分が所有するアート等を勝手に転売されることが起こる可能性がある。その場合の所有権はどうなるのか。
- ・ 自作自演で値をつり上げようとした場合は、ステマと同じような問題として扱われるのか。法的な規制について教えてほしい。
- ・ 日本では平成 28 年にソーシャルゲームでの電子くじやガチャによる販売に関して、ランダムで売ってしまうと賭博罪に当たる可能性が高いという意見が公表されている。現在の NFT ガチャは、ブロックチェーン上のトークンであるため、セカンダリーマーケットがあり、流動性が高い状態である。ユーザーと NFT 販売者との間で、販売価格に見合った一定のユーティリティがあるという前提で取引されているのであればいいのではないかという方向で整理されている。
- ・ 例えば現実のスニーカーでさえ場合によっては株の取引と同様に、需給によって価格が決定されることがある。現実の物にまで金融規制の対象にするとすると、全てが金融取引や賭博の対象にするのかという問題意識が出てくる。これに関する対応方法については、まだ答えがない段階である。
- ・ 不正アクセスなどで NFT が流出した場合、法的な手当てがあるわけではない。ただし、NFT 自体は財産的権利であるため、仮にハッカーを特定できれば、民法の一般原則である不法行為責任に基づいての損害賠償請求はできる。また、ブロックチェーン

アドレスをたどれば盗んだ人を追跡できるため、さらに転売することができないような対応が可能になるのではないか。

- ・ NFTに関するステマの部分については、株取引では確実な禁止行為であっても、現状、相場操縦に関する規制等が何もないため大きな問題となっている。各プラットフォーム側が実質的に対応している状況である。
- ・ 実際に転売された場合、「盗品です」というフラグを立ててもらうことは技術的に可能だと思うが、プラットフォーム側がやってくれるかという疑問である。公的な捜査機関などの理解を得る必要があるのではないか。
- ・ ネットを通じ、国境を越えての取引ができてしまうため、仮に日本だけが法律で規制したとしても、海外が追いついていなければ、結局はプラットフォームの自主性に任せることになるというジレンマがある。
- ・ 著名な海外プラットフォームで、インサイダー規制違反として起訴される事例も出てきている。海外等での事例から、今後日本国内においても規制について議論されるのではないかと考えている。
- ・ 各事業者が自主的にマーケットを監視しているという認識。
- ・ 実務上の話として、NFTのコンテンツ販売に関して、実際の購入者はファンより投資家や投機家が多くなっているということだが、そうならないようにするために、業界としてどのような対策を検討しているのか。
- ・ NFTをコンテンツファンに届けたいが、データを売るという形だと投資目的ではない一般の方にとっては手に入れる理由がまだ薄く、投資目的の人が手に入れてしまう場合が多い。ユーティリティの点で一般コンシューマーに広げるため、サービスやニーズの面から改善していく必要がある。
- ・ 投資家の手にしか渡らないところについても、問題意識を持っている。サービスの部分で価格に制限を設けて高値にならないような設定や転売できない形で販売する方法がある。また、販売する対象を会員やファンクラブなどに入っている方に限定するなど、コンテンツファンに届けるという届け方の問題と、ユーティリティについてはこれからの課題となる。
- ・ 売出し直後は投機家が購入することが多いが、その後はファンの方が丁寧に買い集めている場合が非常に多く、マーケットが盛り下がった後に買い集めている場合などがある。
- ・ 価格が無駄に高騰することを避けるため、例えば二次流通では一定金額以上の値がつけられないような制限を設けている。
- ・ NFTの取引自体が何を目的としているのか。所有権である使用、収益、処分ということが一切できないにもかかわらず取引されているのをみると、これまでのコマー

とは考え方を改めなければいけないのではないかと感じる。

一方で、今の日本の法律上だと、物ではないので所有権がないというのは理解しているが、NFT 取引をする上では、第三者対抗要件的な権利を認めるなどの法改正が必要ではないかと思っている。海外での法改正等の動きを知りたい。

また、オラクル問題に関連し、自律分散的な組織運営で DAO のようなものが出てきているが、これに対する評価、感想をお伺いしたい。

- ・ 海外でもデジタル所有権を認めていないのが圧倒的多数であり、法的な意味での権利はないという議論に落ち着いている。NFT 以前から、デジタル取引に際しては同様の問題を抱えていたが、契約上の権利でしかないのが NFT の取引であり、第三者対抗要件の問題はどうしても生じてくる。
- ・ 日本では、先行してセキュリティトークンの権利問題が発生した。それを受けて、産業競争力強化法が改正され、認定を受けた団体がショートメッセージ（SMS）で通知すればいいということになった。今後、NFT 取引についても対抗要件問題が顕在化した場合には、SMS で対応しようという動きは出てくると思う。
- ・ 投資目的のユーザーはお金がかればいいので、技術的な要素で自律分散ではありつつも、ほとんどの人は仮想通貨を第三者に集中管理してもらえて楽な暗号資産取引所に預けている。DAO に関して問題認識を持っている。現状ではまだ、組織としてのパーパスやビジョンが欠如している DAO が多いのではないか。DAO の可能性は否定しないが、トークンの報酬設計による経済的なインセンティブだけでは自律的に組織は回らないと考える。
- ・ 10 年程前からチケット転売対策に取り組み、「転売駄目」とファン文化としてかなり根づいているアイドルの NFT を販売した際、ファンコミュニティの中で「我々の文化に一石を投じられた」と高いレベルのコミュニケーションがされていた事例がある。ファンの中にも NFT に関するリテラシーの違いはあり、企業がハードルを下げて提供することに意味があると感じた。
- ・ NFT において、ブロックチェーンが必ずしもサービス上の必須要素ではないと理解している。
- ・ 射幸的な取引について、賭博に関する最近の基準を教えてください。また、射幸的な取引全般を規制対象として捉えなければ、グレーゾーンが大きくなり過ぎるのではないか。
- ・ ブロックチェーンが実現したことは、「初めて企業を横断して利用できるデータを実現した」ということ。様々な企業がブロックチェーン上のデータを横断的に自社のサービスでも利用できるようにする理由として、「仕組み上データが改ざんされづらいことによる安心感」と「多数の関係者によりサーバーが運用されていることによる

公平感」の2点であるが、ブロックチェーンでしか実現できないわけではない。

- ・ ガチャと賭博について、現在の議論で賭博の構成要件や射幸心のあり方に関する考え方が劇的に変わったというわけではない。
- ・ 賭博罪として起訴されるかどうかについては、マーケティング、サービスの設計自体が賭博罪の要件に該当していると立件される可能性が高くなる。これまでのコンプガチャの問題やソーシャルゲームの電子くじが賭博に当たるかといった議論の積み重ねを踏まえた上で、NFTのガチャと賭博罪該当性について議論を進めている。

以上

第45回インターネット消費者取引連絡会出席者一覧（敬称略）

令和4年6月23日

○消費者庁

よしだ	きょうこ	消費者政策課	課長
吉田	恭子		
おちあい	ひで	消費者政策課	企画調整官
落合	英紀		
やばな	ひろたか	消費者政策課	政策企画専門職
矢花	弘嵩		
なぞつ	まどか	新未来創造戦略本部	行政実務研修員
名蔵			

○関係行政機関（国・地方）

きよかわ	としゆき	警察庁サイバー警察局サイバー企画課	課長補佐
清川	敏幸		
すえとみ	けいいち	警察庁サイバー警察局サイバー企画課	係長
末富	啓一		
おがみ	ちかこ	経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課	課長補佐
小神	知夏子		
ならざき	しょうた	経済産業省経済産業政策局産業資金課	課長補佐
奈良崎	翔太		
なかむら	ゆき	東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課	課長代理（表示指導担当）
中村	有希		
もりた	もとこ	東京都消費生活総合センター相談課	相談担当課長代理
守田	雅子		
あきやま	ひさこ	東京都消費生活総合センター相談課	相談担当相談員
秋山	尚子		

○事業者団体

はぎわら	のりあき	公益社団法人日本通信販売協会消費者相談室	相談員
萩原	典明		
きしはら	たかまさ	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	専務理事
岸原	孝昌		
てらだ	しんじ	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	常務理事
寺田	眞治		
かさい	ほくと	一般社団法人日本アフィリエイト協議会	代表理事
笠井	北斗		

○消費者相談関係団体等

さわだ	としこ	一般社団法人ECネットワーク	理事
沢田	登志子		
はらだ	ゆり	一般社団法人ECネットワーク	理事
原田	由里		

○オブザーバー

もり	りょうじ	弁護士法人英知法律事務所	弁護士
森	亮二		
ごみ	たかし	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部	主任研究員
五味	崇		
しらふじ	かおる	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部	主任研究員
白藤	薫		
まるやま	ともみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部	研究員
丸山	知美		
たにぐち	しんいち	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部	研究員
谷口	真一		
かとう	れいこ	独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課	課長
加藤	玲子		
いいた	しゅうさく	独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課	課長補佐
飯田	周作		
たまき	ゆうすけ	独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課	
玉木	祐介		
もりさわ	まきこ	独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課	
森澤	槇子		
ひらい	ゆきひろ	独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課	
平井	千尋		
やまのうち	ゆか	独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課	
山之内	優花		

ながせ たけし
長瀬 威志

ゆき せいじ
幸 政司

りきまる ひろゆき
力丸 博之

うえだ まさふみ
上田 剛史

おおつ よしひろ
大津 良裕

いとう ゆうすけ
伊藤 佑介

よねやま ゆうすけ
米山 裕介

かとう せいや
加藤 勢也

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 専務理事

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 ジェネラルマネージャー

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 マネージャー

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 アシスタントマネージャー

一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ

代表理事

LINE Xenesis株式会社 執行役員事業統括部長

LINE株式会社政策渉外室